

令和4年3月29日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子殿

学校法人 高澤学園
理事長 笹岡 敏明



申入書に対する回答

令和4年3月8日付の貴法人からの申入書に対し、下記のとおり回答をしますので、宜しく
お願い致します。

記

1. 当学園が運営する、すいどーばた美術学院で使用している「学生募集要項」に記載して
いる以下の条項の使用の停止について

記載条項

学費の返金について

●学費の返金

一度納入した学費の返金はいたしません。また、移籍（転科）による差額の返
金はできません。

(回答) 申入れの理由1. 2の内容を受け、以下の通り対応します。

- (1) 条項の使用を停止し、募集要項より削除する。
 - (2) インターネット申込の約款画面化から同条項を削除する。
 - (3) 募集要項の刷り直しをおこなう。
 - (4) 特定商取引法に基づく概要書を募集要項に帳合する。
- (3)、(4)については印刷物を添付します。

以上

【本件についての連絡先】

〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-2-15

学校法人高澤学園

Phone : [REDACTED]

F A X : [REDACTED]

E - Mail : [REDACTED]